

日本弁理士会歴代支部長座談会

全国支部化に向けて

出席者：

平成 8、9 年度支部長 佐竹 弘
 平成 12 年度支部長 飯田昭夫
 平成 13 年度支部長 中島三千雄
 平成 14 年度支部長 高橋祥泰
 平成 15 年度支部長 松浦喜多男
 平成 16 年度支部長 今崎一司
 平成 16 年度副支部長 長屋直樹（司会）
 パテント誌編集委員会委員 有賀昌也

開催日：平成 17 年 2 月 15 日



有賀 このたび「パテント」編集委員会から東海支部に「東海」の特集記事をお願いしましたところ、このような歴代支部長の座談会を企画



有賀昌也 パテント誌編集委員会委員

していただきました。現在、日本弁理士会では全国支部化が進められておりまして、東海支部の活動は全国の弁理士が注目するところだと思います。どうか東海支部の活動に尽力してこられました皆さんの活発なご意見をよろしく願いいたします。

長屋 東海支部歴代支部長の座談会を開催します。私は、司会を務めさせていただきます、東海支部副支部長の長屋です。よろしく願い



長屋直樹 平成 16 年度副支部長

いたします。本日のメインテーマは全国支部化ですが、その前に、まず各先生が支部長になられた年度順に、

自己紹介を兼ねて支部長当時の状況や感想をお話していただけますでしょうか。では、まず佐竹先生からお願いいたします。

佐竹 佐竹でございます。平成 8 年、9 年度の支部長を務めさせていただきました。支部設立の際の苦労話をまず申し上げます。近畿支部が



佐竹 弘 平成 8・9 年度支部長

昭和 60 年に設立されたので、東海でも支部を作ろうという話が持ち上がっていたわけです。一部には時期尚早というご意見もありまして、なかなか気運が盛り上がりませんでした。

それから、平成 5 年頃バブルがはじけまして不況に入った。その頃は、非弁活動により被害を受ける方が非常に多かった。

その当時、弁理士は、昔の弁理士法にしたがって弁理士会を運営していたわけですが、弁理士会は、どっちかという内輪の論理で運営されていた。一方、巷の方は先ほど申し上げたように非弁活動が非常に盛んになって、弁理士さん何してるのという声も出るよう

になった。

そこで、どうしてもここで皆さんの力を結束して、社会貢献活動をしなくてはいけないのではないかと、いうような有志が生まれまして、支部を作ろうという機運になっていった。

なぜ支部を作るのかということですが、それにはちょっと裏話があるわけです。近畿支部を作るときもそれがやられたわけですが、東海支部のときもあった。

1つは、当時の委員会の規則が非常に地方にきつい規則になっていた。何か貢献活動をしようということになると、まず本会の方へお伺いを立てて、イエスカノーかお訊きする。その内容、理由、いろいろなことを言って、結局時機を失して活動ができなくなる。

それから、活動をするためには軍資金がほしい。ところが、弁理士会から委員会に出るのはつまみ銭でして、運動をやるためのお金は出ない。それで少し予算を付けてくれという、これまた理由がある。当時の理事会はそういう面でも非常に厳しかった。

それでは、支部を作って、事業計画、予算、人事も自分たちの手にして、その上に支部という金看板を掲げてやれば活動できるのではないかと。という機運で、支部を作ろうということで準備したのが平成8年2月でした。

それからいよいよということで毎月のように準備会を開き、実行委員会を結集し、運動が始まったというのが、歴史の始まりでございます。

その内容はどうやったかということですが、先ほどもちょっと申し上げたように、本会の方が支部に対して理解がなかったということです。逆に言うと、支部を作れば金食い虫になるのではないかと、金を寄越せと言うのではないかと、支部を作って何をするのか、というような声が東京の方から上がりました。これを何とか説得しなければいけない。理解してもらわなくてはならないということで実行委員会を組織して、いろんな会合があるごとに説得して回った。

その甲斐あって、日弁の方で、話を聞いてやろうじゃないかと、説明に来いということで説明させてもらったのですが、あらゆる点はよろしい。あとはお金の問題だという話になりました。お金の話は、爪の先に火を灯すような気持ちでやるからあまり心配してくれるなということを約束してしまっただけで、何でもいい、お金はいりませんという

ような約束までしてしまったわけですが、そういう思いをしてどうにかまとまった。

苦勞した点の1つとしては、先ほどの東京の有力な弁理士さんを説得することと、もう1つは、地元に対して支部は必要なんだよと説得することがあった。最終的に地元で協力が得られたのは、181人のうち133人が支部設置に賛成であるということで、設置の請求書にサインをいただいた。当時在籍の73%という多くの方から、支部を設置してほしいという署名をいただいた。

それから、最後のお祭りである設置会議。これは弁理士会の理事会が当地に来まして、本当に地元で支部を作りたいのか、作る気持ちがあるのかということを確認する会議ですが、この席にも大体25%出席すればよろしいということになっていたのですが、幸いに97名、54%の方が出席をしていただいて、そこで幹事などの役員の選出も全部終わりました。これには菅直人代議士も駆けつけていただいた。これが平成9年の1月31日でありまして、その日をもって支部が開設されたということで、当時の苦勞話をかいつまんで申し上げると、そんなところかと思えます。

長屋 ありがとうございます。3期目の支部長でありました松波祥文先生と、4期目の支部長でありました西山聞一先生が本日はご都合により欠席されていますので、5期目の支部長でありました飯田先生にお願いします。

飯田 平成12年度の支部長でしたが、平成8年、9年、10年と3期にわたって、総務担当の副支部長を担当させていただきました。



飯田昭夫 平成12年度支部長

その過程で、非常に支部がよかったということがいろいろ出てきたわけでございますけれども、1つは愛知県以外の支部会員との融和が非常に図りやすくなってきたことです。静岡と長野の方に行きまして、そちらの会員とのディスカッション、あるいは勉強会を開催することが独自でできるようになりました。長野の会員、あるいは静岡の会員にとっても、東京からの情報以外の新しい勉強の機会が与えられたのではないかと考えております。

総務担当の実質2年間の間になるのですが、非常に苦しい思いをしまして、ルール作りを全部行ってきたわけですが、1年お休みをさせていただきまして、平成12年の段階で支部長になったわけでございます。その間の事務局・支部長の活動によりましてルールがほぼできあがり、私が支部長になったときにつきましては、内部的なルール作り、あるいはそのフォーマットはほぼ完成に近い状況になってまいりました。事務局の方でほとんど対応できることになりまして、非常に楽になってきたのではないかという感じがしました。

私は支部活動の前に、いわゆる知的所有権登録業者対策委員会の委員長をやりまして、知的所有権登録というものが愛知、岐阜でかなり普及していきまして、全国的にそれに騙された方が多かったということを痛切に感じました。それならば逆に弁理士会という組織の中で知的所有権協会のようなものの普及活動とは違う、正統派の知的所有権の普及活動をやるべきではないかということで、ちょうど私が支部長になったときに、その年のひとつの目玉ということで、新聞の市民欄、県民欄に掲載していただけるようなボランティア活動として、「休日パテントセミナー」、当初は「休日パテント塾」という言い方をしていたのですが、その計画を立てました。

なぜ市民欄に掲載してもらえそうな形を取ったかといいますと、どんなに弁理士が一生懸命市民の皆さんを支える形で活動しましても、マスコミに取り上げられないと意味がない。また、できるだけ安く、効率のいい活動していきたいということで、特許制度昂揚普及委員会をお願いして検討させていただきました。

それが、11月の段階でそれが花開きました。当初はいろいろ議論がございました。中小企業向けの方がいいのではないかという意見。それから、一般市民では人が集まらないのではないかという意見。両方ございましたけれども、市民中心の無料市民講座ということで旗揚げをしたわけです。結果的にそれが非常に良かったわけですし、最初は人数が少なかったのですが、予定よりは参加者が多かったのではないかと思います。それがどんどん広がっていった状況になっております。

それから、平成12年度は最初の計画としては、広がり過ぎた支部活動をちょっと縮小して効率のいい活

動にしたいという目標でいたのですが、4月18日、新弁理士法が成立いたしました。その最初の目論見はずれてしまいました。新弁理士法の下での弁理士の活動という、非常に重要な課題を抱えたわけです。

ただ、新弁理士法が成立しまして支部にとって一番よかったのは何かというと、弁理士会から日本弁理士会に変わったということです。日本弁理士会に変わりますと東海支部という位置付けに重みが出てくる。日本弁理士会という全国組織の中の支部という位置付けがはっきりと外からわかるようになって、非常に良かったという感慨を持っております。

また、マスコミをうまく使っていきまして、もう1つのマスコミ対策は、愛知県の特許出願件数が工業出荷額に比べるとあまりにも少ないということを数値で出し始めた年でございます。神奈川県より1万件以上後れて全国4位であるということの中日新聞が取り上げていただいたと思います。そういうことも支部ができた力かなという感じがしております。

長屋 6期目の支部長でありました中島先生お願いいたします。

中島 平成13年度の支部長を務めさせていただきました中島です。平成13年といいますと、新弁理士法の施行が1月にあり



中島三千雄 平成13年度支部長

まして、6月からは新弁理士法の施行に伴う義務研修、著作権法とか不競法とか契約代理の研修を義務として受ける必要がありました。ちょうど私も弁理士業務の周辺が騒々しくなりかけた時期でした。しかも、支部は実質5周年目を迎えてまして、支部活動もほぼ基礎が出来上がって、私のときには、その上にさらに活動を定着させ、また発展させる時期に来ておりました頃でした。

平成13年度の活動、事業につきましては、盛り沢山な内容がありまして、支部独自の企画といたしましては、先ず「弁理士の日の記念イベント」があります。これは平成10年から続いております。

それから、「休日パテントセミナー」が2年目を迎えてまして、さらにこれを発展させる必要があった時期であります。先ほどご説明がありましたように、無料

市民講座としての位置付けがありましたものですから、当地区の知財活動、知財レベルを向上させる上において非常に重要な事業ではなかったかと思っております。

また、支部設立記念事業としての講演会、それから、技術士会との交流、若手会員を対象としました支部会員の交流事業等を企画いたしまして、事業としては盛りだくさんなことをやったように記憶しております。

その中でも、突発的な出来事としまして、特許等の侵害訴訟に関する一審の専属管轄化の問題が生じました。それまでは地方裁判所で行なわれていた侵害訴訟関係の訴えが、東京、大阪の地方裁判所に集約されるということが政府の司法制度改革審議会が発表した意見書に載りまして、それに対する反対意見、特に支部会員の中からそういう意見が非常に高まりまして、その意見を集約して本会宛てに意見書を提出しました。これには、支部としてかなりの時間を割きました。そして、このような意見書の提出は、私のときが初めてではないかと思っております。

長屋 続きまして7期目の支部長でありました高橋先生、よろしくお願ひします。

高橋 平成14年度の支部長を仰せつかっております高橋祥泰です。平成14年で一番最初に思い出しますのは、支部に3つの委員会がある



高橋祥泰 平成14年度支部長

のですけれども、その委員会を早く発足させようということで、実際の任命を受ける前から事前にいろいろな準備をしております、4月21日に立ち上げました。一方、「弁理士の日」の記念行事を名古屋でやりたいという話が年末あたりに急に持ち上がりまして、それが決まったのは3月くらいということで急遽、会場の手配からイベントの内容、たとえばロボットを連れてくるとか。このロボットを連れてくるについても非常に苦労したわけですが、そのようなことを非常に印象深く覚えております。

「弁理士の日」の記念行事を名古屋でやろうという弁理士会の気運自体も、やはり東海支部に期待するものがある。東海支部の活動を見て、そういうお話が来

たと思っております。

それから、国の方で小泉首相が提唱した知的財産基本法がだんだん本格的な動きをするようになってきて、知的財産戦略本部が立ち上がりました。これは、我が国の国際競争力の強化とその持続的な発展に寄与しようということで作られてきたわけですが、そういう中で、国の責務とか地方公共団体の責務がありまして、我々知的財産を扱っている者の責務を痛切に感じました。一方では我々知的財産を預る者についてフォローの風が吹いてきたと言う方もおられましたけれども、一方では責任というものも重要になってくる訳です。

また、それまでも発明協会と中部経産局と弁理士会との三者懇を例年やってきたわけですが、こういう国の動きも反映しまして、愛知県とか名古屋市もかなり積極的に動き始められた。愛知県も知的財産創造プランを策定するというので、三者懇ではなく五者懇をやろうじゃないかという話も出てきまして、五者懇談会を作りました。

それから、内部では平成15年1月31日、支部の設立を記念して、知的財産の特別講演会。これは前年にも、その前にもスポット的にそういうものがあつたわけですが、そういうものを毎年定着させていく形にしたらどうかということで、知的財産特別講演会を開催したり、外部への日本弁理士会のアピールということで中部経済新聞に「知財あれこれ」というのを毎月1回掲載してもらった。そういうこともやってきました。

先ほど飯田先生からもお話がありました「休日パテントセミナー」も3年目に入ったわけですが、第1回るとき私は副支部長をやっていたのですが、予想に反して15～16人の出席があつて、だんだん人数が増えてきてびっくりしていました。それが平成14年になりますと100人を越えてしまい、急遽あちこち探し歩いて150人くらいの部屋を借りるということもやってきております。

年々、委員会活動が活発化してくる。それは非常にいいことなのですが、一方で委員がなかなか集まれないという状況がありましたので、こちらから積極的に指名して委員に参加してもらおうということもやろうじゃないかということで、支部委員会の選任規則というものを作って、今も活用していただいているよ

うです。

長屋 続きまして8期目の支部長でありました松浦先生、お願いいたします。

松浦 平成15年度の支部長を仰せつかっておりました松浦でございます。私の就任したときは、大きく3つの変化がありました。1つ目は、



松浦喜多男 平成15年度支部長

先ほど高橋先生が言われましたように、知財戦略会議が立ち上がって、推進計画に向けていろいろな政府の動きがあった。それにつれて当地の行政機関、愛知県等も活発な動きがあった。その動きに対して様々な活動が期待された。2つ目は、当地において会員が年間40名以上合格されてくるということになってくると、今までと違って支部の求心力を高めるような活動が必要になった。3つ目は、前年度の努力もあって私のときに名古屋分室が拡充して新しくなったということで、新たな武器を入手することができた。ということであれば、新しい活動形態を考えていかなければいけない。そういう意味では、かなり変化に満ちたときに就任したと思っています。

さらに詳しく述べますと、第1番目の支援について言うと、愛知県は知的財産創造プランに向けて知財戦略委員会を立ち上げて、私もその中に委員として入っているいろいろな発言をしたり、ワーキンググループには副支部長が参加させていただくとか、県との間で非常に密接な連携ができたということがあります。そのこととの関係で、教育関係について教育支援機構でき、当地に貢献するきっかけを生み出すことができたと思います。

また、そういった支援に対応するために、新しく知財戦略委員会をこちらでも立ち上げて、愛知県その他周辺の知財の変化に対応することを前提として、弁理士として今後どういうことを考えていかなければいけないかを検討させていただきました。その中味が知財プランに反映されていると思っています。

それから、支援の中味として、先ほど出ました名古屋の「休日パテントセミナー」もどんどん大きくなってきたということと、県との関係で単に名古屋だけで

はなく他でもやってほしいという要望も踏まえて、豊橋でも新しく「パテントセミナー」をやりました。また、県外では静岡でも「パテントセミナー」をやったということで、「パテントセミナー」が3つほどできたということがあります。

その年から、これは総務省等と共催で、ITベンチャー知的財産戦略セミナーを開催したり、新しい試みとして弁理士だけの知財セミナーを1月の末にやり、これも代々の蓄積があつてのことだと思いますけれども、ヒルトンホテルで300名以上の聴衆を集めたということで、非常に盛況であつたと思っています。

それから、他の変化として、ちょうど大学が法人化されるということで、特に理工系の大学では、自分で飯を食べていくためには知財より他はないということで、大学自体が非常に大きく変遷しているときでした。大学に対するフォローという点が知財推進計画の中にもあり、そういったことから「大学キャラバン隊」を立ち上げました。私のときから本年度にわたってやっているのですが、いろいろな大学へ行ってセミナー等の活動を行いました。

それから、教育支援も推進計画の一つの目玉だということがあつて、教育支援機構を立ち上げて、本年度にわたっていろいろな活動をしています。

また、第2番目について言うと、人数が増えたということがあつて、求心力を向上させなければいけない。つまり、人数が増えると、弁理士間の競争社会になっていこう。そのときに誰を頼ることができるか。やはり頼り甲斐があるということと言うと東海支部しかないだろう。頼り甲斐ということを念頭に置きまして、東海支部の中で東海フォーラムを複数回、開催させていただきました。その東海フォーラムの中でタイムリーな題材を取り上げて、いろいろな情報を特に新しい会員向けに提供しました。

それから、求心力ということと言うと、従来新人が入ってくるとガイダンスみたいなことでやっていたのですが、そういうことではなく、もっと教育の場として、ある種の東海支部としての権威を高めるような仕組みの中で歓迎式をやっという試みをやっ、これもなかなか面白いことになってきたと思っています。このような求心力を向上させるという事業にあつては、第3番目の特徴としてお話した、支部の拡張により大いに助けられたということが出来ます。

その他として、支部拡張の祝賀会をやったのですが、その出席者が、裁判所の判事さんとか中部経産局長とか今までにはないような人たちがみえて非常に盛会であった。それとの関係で、いろいろな所で挨拶したのですが、たとえば愛知県だと副知事に挨拶したとか、裁判所へ行けば所長と話をしたり、つき合う相手がだんだんと違ってきた。大昔と比べると、全く雲泥の差だと思います。

そういう意味では、今までの蓄積が花を咲かせて、周辺も東海支部に非常に期待している。それが故に扱い方が変わってきているのだろうという感じがします。

このように全体としてもものすごく変わってきたという感じがします。

長屋 9期目の支部長、現支部長であります今崎先生、お願いします。

今崎 現支部長の今崎でございます。私は、今までお話しされました歴代支部長と違って、特に新しいことはほとんど何もやっておりません。



今崎一司 平成16年度支部長

これは今までのお話でおわかりかと思うのですが、たぶん初代の佐竹先生から、2代目、3代目、これは支部の草創期ですから、支部を確立させなければいけないというところだろうと思います。そういう意味では、初代から3代目までは内部固めの期間だったかと思えます。

平成12年度に私は副支部長をやらせていただきましたが、平成12年度になると多少余裕ができて、外部的に「休日パテントセミナー」を支部主催の行事としてやったのですが、現在セミナーの出席者に、東海支部に期待するセミナー内容は何かという話を聞きますと、かなり分かれてきています。百何十人を対象にしていますと、初級、中級、上級といろいろ分かれるわけです。そろそろ「休日パテントセミナー」も対象を絞って枝分かれをしていく必要があるのではないかと。上級者向けのパテントセミナー、中級者向けのパテントセミナー等に枝分かれをする必要性もあるのかなと最近感じているところです。

昨年度、松浦前支部長のときに、これまた新しい事業で教育機関支援機構ができたのですが、大丈夫かな、うまくいくのかという恐れもありましたが、松浦先生が頑張られて、小学校十数校から応募がありました。これは、効果としてはかなり大きいのではないかと。これも継続事業としてたぶん来年度以降も続くだろうと思います。

新しい事業が入ってくると、その後2～3年はそれを育てなくてはいけない年になるのではないかと。たぶん支部というものは、最初は内部固め、それから対外的な事業をやる。それを固めるために、また2～3年必要。2～3年するとまた新たな事業を起こしてやっていく。そういう形でやってきたことにより、確かにここに来て外部の評価が非常に日本弁理士会東海支部を意識したものになってきている。

たとえば、一例を挙げますと、この前、愛知県の後押しでNPO法人を作ろうということが新聞記事に載って、その中に特許相談を無料でやるとか、そのようなことが書いてあったものですから、東海支部としてはNPO法人といえども弁理士法違反になってはいけないということで、話を聞こうと思っていたら、逆に向こうの方から会いたいとおっしゃった。これはまさに、NPO法人を設立しようという方々が、この地域に弁理士会東海支部があって、特許相談については弁理士さんと組んでやりたい、我々のNPO法人の活動がスムーズにいくようにぜひ東海支部の支援を受けたいというお話を、向こうの方からわざわざ言ってきたわけです。そういうことを見ると、この8年間、東海支部の活動が実を結んできているのかなと思います。

そういう意味では、これからも東海支部の活動をするることによって、弁理士の知名度、社会貢献することによって、社会的地位といえますか、それも上がってくるのではないかと思います。

長屋 では、引き続きまして、本日の座談会のメインテーマである「全国支部化」に移りたいと思います。東海支部は8年前に東海委員会から東海支部に衣替えをしたわけですが、東海支部になってよかったこと、先ほど数名の先生から話がありましたが、もう一度、支部になってよかったことを確認したいと思います。

佐竹 先ほど飯田先生からも具体的な案を含めて

おっしゃっていただいたわけですが、一口でということになりますと、外部に向けてよかったこと、内部でよかったことの2つに分けられると思います。まず、外部的には、地元といいますか、中部経産局、愛知県その他の県、市、発明協会などとの連携が非常にうまくいっている。この前、「パテント」誌の11月号ですか、その愛知県欄を読んでいただくとわかるわけですが、非常に評価していただいている。

それからもう1つの内部の方のことなのですが、すばらしい人材が集まって支部という一つの枠内で一体感を持って知恵を出し合ってやることができた。これは委員会時代には到底考えられないようなパワーが発揮できるという点では非常によかった。

その他たくさんございますが、1つ挙げますと、東京へ行って本会に行きますと「東海支部」という名前がやたらに出てくる。東海支部やってるね、東海支部はすばらしいね、東海支部は参考になるね、という賞賛の言葉をいただいている。これも7～8年昔はとても考えられなかった内輪のお褒めの言葉ですが、これも大変嬉しかったと思います。

松浦 2つあるのではないかと思います。1つは、フェース・トゥ・フェースというか、会員が身近な自分たちの組織を持つことができるという意味です。そのことによって会員の積極性が出てくる。それから、フォローも非常に円滑にできる。そのことによって、支部ないし弁理士会の存在が個と全体との関係が非常に緊密な関係になってくる。これが組織を強める力だろうと思います。

もう1つは、当地と関係機関との密着性を担保できるということです。地域できちんとした活動することによって、いろいろな施策が具体的に花が咲いてくる。大きな組織では地域との密着性がないので、結果として名前だけに終わってしまう。県があり、市があり、村があり、地域がある。それはどういうことかという、人間の生活は生きる地盤と密着した所から出発するので、その辺のことをきちんとやってないと、行政としての機能的な循環はあり得ないだろうということです。それが支部の意味だということが、自分の代の中で確認できた。これが一つの大きな成果だったと思います。

飯田 対外的に2つあります。1つは、たとえば士業連絡会の会合に出たときの序列が上がったというこ

とです。

それから、発明協会などでの受賞者が受けるイメージが、委員会の委員長が渡すのと、支部長あるいは副支部長が渡すのでは、全然イメージが違い、受賞者の受け止め方が良くなったということです。なぜかという、東海委員会の時代は若造の委員長が渡すわけですね。そうすると、もらった方は全然面白くない。それが東海という大きな枠の中の支部長ということになると、有難味が増していると聞いております。

それから、内部的には全員参加型の活動が自由にできることが、支部になって非常によかったことではないかと思います。以上です。

長屋 次に、「全国支部化」について語って頂きますが、まず、全国支部化の必要性について語っていただきたいと思います。現在、役員・組織委員会の副委員長であります高橋先生からお話いただけますでしょうか。

高橋 役員・組織委員会の中で特に、いわゆる支部化の件についてタッチしているのですが、最近是非常に熱も入ってきまして、各地で支部化しようじゃないかという動きも出てきている状況です。支部化の必要性ですけれども、ご存じのように弁理士の大量増員時代ということで、間もなく8,000人、1万人という時代が来るかと思うのです。そういう中において、日本弁理士会の設立目的。会員の指導、連絡、監督、これを綿密、効率的に行う。こういう観点からいくと、とても東京にある本会だけでもって全国にいる8,000人、1万人に対して綿密、効率的なことができるのかどうか。これは非常に疑問でありますし、まず不可能に近くなってくると思うのです。そういった点において全国支部化は絶対必要です。

それから、日本弁理士会自体としても、我々弁理士会はいろいろな知財活動をやるわけですが、それは地域密着型のものでないと遊離してしまうということです。地域密着型であれば当然、各地域における弁理士が中心となって知財活動をしなくてはいけないということでもありますので、地域に密着した活動するにはやはり支部という集まりが必要である。そういう意味においても支部化が必要です。

この2点において支部化の必要性は非常に大きいと思います。現に近畿支部とか東海支部が活動している状況を見れば一目瞭然だと思うわけですが、全

国支部化は日本弁理士会の発展と社会貢献のためにぜひとも達成すべきことでありまして、まさに緊急を要する最大の課題であろうと思っております。

松浦 直接答えるのではなくて、反論として考えたときに、メリット・デメリット論を言う方がいます。つまり自分にとって何が得かという、問題の立て方です。今、支部化の意義を高橋先生がおっしゃいましたが、まさしく支部化は組織論であり社会ニーズ論だと思うのです。それを抜きにして生きていけるなら支部化反対で結構なのですが、専門の問題、社会的な要請の問題を考えると、とても抜きにしては考えられない。

ということは、逆に言うと全国支部化は必然的な行為だと思うのです。問題なのは今できるかどうかだけの話なので、それをメリット・デメリットで議論をしているようでは全然ダメだと思います。

佐竹 支部を作るのは2つの意味があるのです。すなわち弁理士会の内輪の論理と、社会とのつながりの2つに分けられると思います。内輪の論理を論じるのであれば何も県単位ということは必要ないから適当に集合させてもかまわない。しかし外部支援を考えた場合は、やはり1県に1人以上、中心になって動く弁理士さんがいる限り、支部を作る方向にあるべきではないか。1人や2人で支援活動ができるのか。それはできないでしょう。しかし、支援活動は隣の県から応援に出るとか、あるいは東京の弁理士会から人員を派遣して、応援をすれば対外的な支援活動は可能ではないか。一方、内輪はどうするか。たとえば、さっき申し上げた県相互を寄せ集めれば10人、50人、あるいは100人という単位にすることができるわけですね。

長屋 特に専権と全国支部化の関係はいかがでしょうか。

今崎 特に専権と支部化が直接結びつくかどうかは私もまだよく考えていませんが、弁理士に限らず国家資格を与えられているのはなぜ与えられているのかということ考えたときに、私は国家資格というのは逆の見方をすれば、ある一部の人にある業務を専権として与えるわけですから、実際は弁理士業務に必要な知識を非常によく知っている人が仮に資格のない人でいたとして、その人に依頼しても実質的にはおかしくはないだろうと思うのです。でも、弁理士という資格がないと、頼むと弁理士法違反だと言われる。

ということは、ある資格を与えられているということは一面、国民に不便を強いている面もあるのではないかという気はするのです。そうすると、不便を強いているわけですから、その資格者は社会貢献をしないと、その資格は必要ないと国民に認知される可能性があるのではないかという気がするわけです。

そういう意味から言うと、やはり我々は社会貢献をしなくてはいけない。社会貢献をするときに、社会貢献活動ができる所はどこかということになるだろう。そうすると、弁理士を個人的に知らないとする、もし組織があれば「〇〇支部に相談してみよう」ということで電話が非常にしやすい。ところが、何の組織もないと、個々の事務所を知らないという電話もかけにくいということになるのではないか。組織があれば、どこそこの地域にお住まいであれば近くにこういう弁理士がいますよと、非常に紹介しやすいと思います。

そういう意味で、地域に密着した組織を作らないと、十分な知財サービスもできないでしょうし、弁理士に専権を与える理由づけにもならないのかなという気がしております。

高橋 今崎さんのお話とも関連しますが、私今、法務委員会の方をやっているのですけれど、毎年、弁理士法違反の行動がないかどうかということ調べているのですが、今年も、愛知県でもかなり大きなベンチャー関係の団体のアドバイザーのリストを見ますと、弁理士でない方が明細書の作成指導とかいうことを堂々と書いておられるのです。それに対してはこちらから抗議をしたわけですが、たとえばそういうことを見つけることも、東海支部として見張っているのでできるわけですし、支部がなければそういうチェックもされない。よほど大きな問題が出てこない限りされない。そういうこともあると思います。

長屋 全国支部化は国からの要請という一面もあるのですか。

高橋 一面ではあると思います。国としては、例の知的財産戦略との関係もあるわけですが、各地域でそういうものを起こしていこうといったときに、やはり弁理士の力は非常に重要だということですので、それを地域に密着してやってもらうには、やはり支部化をしてほしい。そういう意見は強いと思っています。

飯田 佐竹先生と一緒に支援センターの活動でいろいろな地域を回ってまいりますと、県レベルあるいは経産局レベルとして相手にできる弁理士があまりいないという声が伝わってきます。これが社会貢献をしていないという理由づけにもなってきます。となれば、身近にいろいろな活動をしている他の士業さんに仕事を任せたらいいのではないかという反対の意見も出てくるのではないかと思いますので、支部化がそのまま社会貢献につながっていくのではないかと思います。

長屋 では、次のテーマに移りますが、東海支部の設立に当たっての近畿支部からの協力についてお話しいただきたいと思います。東海支部設立に当たって、近畿支部からさまざまな協力を得たと聞いていますが。

佐竹 1つは、励ましの言葉もらったこと。頑張れよ、支部を作らなきゃいかんぜ、ということ。ぜひ前向きにやってくれ、近畿一つでは寂しい、あんたたちがやるならどんな支援でもすると。これは嬉しかったですね。

それからもう1つ、支部を立ち上げてから、いろいろな資料を頂戴したということ。先輩が苦労してお作りになった資料に基づいてちょっとアレンジをして、うまくまとまったという点が今でも克明に頭の中に残っているということです。

飯田 支部予算に関する考え方ということで、純粋に本会の言い方を聞いていると非常に窮屈なところもあるのですが、そこに行く過程の話を近畿支部の先生方から話をいただけたことは、支部費を獲得する上での大きなノウハウになったと思っております。

今崎 近畿支部の設立当初は、飯田先生、あるいは佐竹先生にお話ししていただいたとおりでと思います。最近、日本弁理士会に2つしかない支部ということで、近畿の正副支部長と東海の正副支部長との懇談会を、最低年2回はやっている。多いときは3回くらいやっている。最近は特にお互い影響し合って、近畿はこうしているよと言うと東海もじゃあやろう。あるいは、東海はこうしているよと言うと近畿もこうやろうということで、飯田先生が発案された「休日パテントセミナー」を近畿も真似して「土曜パテントセミナー」をやられている。これはいい影響だと思うのです。こういうことはお互いにどんどん真似し合って、内部に余力があれば、そういう対外的な事業、あるい

は対内的な事業はすべてやるべきだと思います。そういう意味では、今後新たに支部がたくさんできて、地域に適した何らかの事業をやられると思うのですが、それがいいことであれば他の支部にもいい影響を与えるのではないかという気がしています。

高橋 近畿支部からいろいろ教えてもらって東海支部を立ち上げて、その後の活動についてもいろいろセッションをもらってやっております。我々東海支部の会員も、近畿支部という見本があったから、それに対して追いつき、追い越せまではいかなかったかもしれないけれど、部分的には追い越しているところもあると思います。近畿支部の上層部の方と話していると、東海支部はすごいですねというお褒めをいただいたりすることもあるわけです。

飯田 東海支部も近畿支部を見習ってできたわけですが、すけれども、他の地域の方にぜひ東海支部を参考にさせていただきたいのは、東海支部も支部ができる前に、弁理士の数が50人に達してない段階だったと思うのですけれども、名古屋分室を獲得するということで、まず皆さんが集まって協議しお金を出し合い、それから動き出したという時点がありますので、人数が少なくてもできるのだというノウハウは東海にはあるということで、ぜひ相談に来ていただければと思います。

長屋 次に、「今後設立される支部への協力について」に入っていきます。現在の全国支部化のブロック案ですと、極端に支部会員が少ないブロックもあれば、極端に多いブロックもあります。東海支部のやり方がすべて適用できるわけではないと思いますが、そのあたりを含めて、会員の少ない支部であるとか多い支部に対して、何か具体的なアドバイスがあればお願いします。

中島 支部の設立が予定されている地区の方々、そういう地区にはそこに在住される会員の数に応じた、あるいはその地区の経済の事情に応じて、ふさわしい支部の姿があるのではないかと思います。

ですから、近畿支部がどうだから東海支部がこうならなくてはいけないということは、私は必要ないと思っています。むしろ、近畿支部を手本にしつつ、東海支部のあるべき姿を東海支部の人間としては考えていかなければいけない。手本にできるところは手本にしていく。いいところは吸収して、それを東海支部の実状に応じて変えていく。そういうことが必要ではな

いでしょうか。

ですから、これから支部が設立される地区では、東海支部よりはるかに会員の少ない地区もあると思いますし、何十倍という会員のいる大きな所もあるかも知りません。しかし、それぞれの地区の会員の皆さんが、どのような支部にするのかを考えていただければよろしいのではないかと思います。

そのときに、我々東海支部として、参考にしていただけるのであれば、ぜひ参考にしてもらいたいところ、我々から見て、この地区ではこういうこともやれるのではないだろうか、というセッションはできるだろうと思っています。

私ども東海支部が近畿支部を手本にしましたように、同じような経験をしていただければ、スムーズに支部の設立から組織・体制の確立ができるのではないのでしょうか。とにかく、東海支部の実状を目で見て、肌で感じてやっていただきたいと思います。私ども東海支部の人間とディスカッションをすること、また夢を語ることも必要かも知りません。そういうところで、いろいろな話をしながら、自分たちの地区で採用できる事業なり、活動を取り上げていただければよろしいのではないかと思います。

とにかく、それぞれの地域に在住の会員の方々が動く必要があるだろうと思います。支部の設立は棚ばたではないのです。それぞれの地区の方々が自分達の支部の設立に向かって動いていただきたいと思います。そのために、私ども東海支部の、ここにいらっしゃる元支部長の先生方、それから東海支部のいろいろな経験をなされた支部会員の方々が、支部の設立に対して協力を惜しむことはないと思いますので、ぜひ声をかけて、肌で感じていただきたいと思います。

今崎 会員の多い支部はやろうと思えば何でもできるので、アドバイスというよりも、どういう貢献をするかという種類を広げてやれば即、支部として根付くような気がするのですね。問題は、会員が少ない所がどういう活動をするか。個人的には、支部としては50人、100人必要ではないか。あるいは100人でも足らないかも知れない。実際100人いても、活動するのはせいぜい3割、4割ですから、30人、40人。そうすると、30人、40人で近畿あるいは東海に近いような活動ができるかという、これは実質上不可能だろうと思うのです。

そういう意味では、飯田先生が言われましたが、東海支部が分室を勝ち取った50名前後のときに何をやったかという、まず無料相談をやろうじゃないかというような、そういう活動から始めているわけですね。そういう意味では、20人でも30人でも、身の丈に合った活動は必ずあるだろうと思います。

そういう活動をしながら、知名度が上がると必ず、こういうこともやってくれないかという要望がどんどん出てくるだろう。どんどん出てきたときに、活動ができないというときは、これまた突拍子もない意見かもしれませんが、たとえば会員数の少ない地域の出身の弁理士さんが東京あるいは大都市にはたくさんおられるでしょう。そうすると、故郷を応援するということも考えられれば、そのあたりはスムーズに行くのではないか。もし小さな地域の先生方が、都会の先生が来ると我々の仕事が取られると考えておいでだとすると、それは全く逆で、たぶん支部とか地区会という名前を付けて部屋を設けると、むしろその地域に住んでいる先生方は忙しくなって、儲かる商売も儲からない商売もどんどんやらなくてはいけなくなる。忙しくするのは目に見えている。むしろ、そういう覚悟を決めていただきたいと思いますという気がします。

高橋 先ほどもお話が出ていましたけれども、この地区の方が拠点を作ろうということで、名古屋駅前にの三角形の狭い部屋でしたけれども、あそこを借りて活動の拠点にしてやっておりました。ああいうのが東海支部が生まれてくるひとつの芽生えの時期だったと思います。

そういうことで、弁理士会として全国支部化を推し進めようということで強力で動かしているわけですが、一方、日本弁理士会としても、同様な観点で地域アクセスポイントを作ることになっています。たぶん、それとほぼ同じようなエリアで支部も作られていくと思います。まず拠点を作って、そこで皆が集まって、やれる範囲で動かしていく。それが各支部の生まれる一番の元ではないかと思います。

長屋 知的財産支援センターが、地方、例えば、島根県に対していろいろ活動して、結構掘り起こしてきたという話を聞いているのですが、ああいう活動を支部がやると、それは地域の弁理士の仕事の掘り起こしとかにつながるのでしょうか。

佐竹 支部化という点で、弁理士会のものの考え方

がよくわからない点があるのです。ということは、外から見てみると、まず支部を作っておいて、それから支部におのおのの役割を与えようというような見方もできる動きがあるのです。私の経験に基づくと、47都道府県、どういう知財の動きをしているのか把握してみえるのですか、とお尋ねしたいのですね。今でも弁理士の数が少ない地域でもちゃんと支援活動ができている。弁理士の数が少ないから支援活動ができないということではない。

ただ、問題は、外に対する支援活動の実態と、弁理士会の内部事情等を引くくめて何でもやっってしまうという考えだから、いろいろ難しい問題が起こって、盛り上がったものが途中で尻込みをして、というようなことでなかなかまとまらない。だから、実態に即したものを前提にして支部をお作りになれば、どの地域でも支部はたちどころにできるのではないのでしょうか。

飯田 島根県の例ですけれども、地域に弁理士がないということで支援センターを中心にして、弁理士会自体と島根県との間で協定を結んで活動したわけです。その後は複数の弁理士の事務所が開設され、今は忙しくてしょうがないと皆さんおっしゃっているくらい、仕事の掘り起こしができておりますので、やはり皆がまとまって活動すればするほど地域での自分たちの仕事は増えてくるのではないかと思います。東京の先生がたまに来て刺激をすることによって、もっと増えていくのではないかと思います。

松浦 我々の地域で言うと長野県が割といいモデルケースではないか。たとえば、長野県で支部ができる。あの地域はご存じのように山がいっぱいあって、結構弁理士はたくさんいるのだけれど、それぞれが点在していて、年にいっぺんは集まるかもしれないけれど、基本的にあまり交流がないと思います。

支部を考えた場合、広域化すればするほど今の長野県の拡張版になってくると思います。人数が少ない。我々も50人ということであったのですが、それは一つの地域の中にいるから、割といい具合に生きる。でも、よく考えると、今は通信インフラが発達しているので、その通信インフラを使ってコミュニケーションを取ることは可能だろう。そのときに、理事会ないしは弁理士会がいかにかうまくサポートするかということだろうと思います。ですから、技術と地域性とをうま

く合わせれば、割と展望が開けてくるのではないかと思います。

長屋 次に、支部活動を行なうには人材が必要になるわけですが、人材確保の点についてどのようにお考えでしょうか。

松浦 この悩みは特にこれからはどんどん大きくなっていくと思います。仕事と数の問題というのはある意味では比例すべき話なので。ところが今後どんどん弁理士が増える。そうすると、これからは、少ない人間でどうするかではなく、増えた人間をいかに求心力を持って支部活動に貢献させるか、また、され得るような制度を作るかということだと思います。

そういう点では、高橋先生のときにできた委員会指名制度というやり方もあるし、また、当地には会派に関する組織もあつたりとかいうことがあるので、そういうような形でやっていく。ただ、今後は会派の力は弱くなっていく方向に行くだろう。というのは、会派が弱まるのではなく、会派の強さを上回る数の、会派に属さない新しい人間が増えてくるからです。そうすると、新しい人たちがいかにスムーズに支部活動に貢献できるかということがキーワードではないかと思います。

そういう意味では、東海支部は直面した問題に対していろいろと施策を講じているので、今後の支部についても非常に参考になるだろうと思っています。

佐竹 貢献活動をするのは大変いいことです。しかし、人材を集めることに皆大変ご苦労なさっておりますし、現在の弁理士会という組織をもってしてもこれはなかなか大仕事だと思うのです。ここらで発想の転換をしたらどうかという一つの提案です。というのは、弁理士法1条に基づけば、弁理士さんは社会貢献をなささいというのが頭にあつて、4条では弁理士さんは自分の仕事ではなく他人の仕事をする、他人の明細書を書く、他人のお手伝いをするのだと書いてあるわけです。それを承知で大勢の人が受験をして、大勢の人が弁理士資格を持って、六千何人が巷に溢れているわけです。今度は1万人体制で、さらに余ってどうしようかというときには、1万人を使えば社会貢献がいくらでもできると思う。

なぜ6,000人が結集しないかということになると、そこに何か魅力がないのではないか。支部活動にしても、本会の活動にしても、そこに魅力を与えてやる。

ある人はお金を魅力と見る人もいるでしょう。ある人は地位を魅力とする。あるいは、そういう貢献をして、世の中の皆さんが「ありがとう」というので明るい顔をしてくれる、それで満足だという人もいるのではないかな。一つの提案としてはNPOを立ち上げて、お国かどこかから予算を出してもらおう。そういうお金を使って、国のために、知財立国のために皆さんに相当の報酬を払えばやる人はたくさん来るでしょう。今までのように無料奉仕ということを前提に、お前たちは資格があるのだから社会奉仕だと言っているのは、これ以上の人間を集めることは難しい。そこにひとつの発想の転換をしてもいい時期ではないでしょうか。

松浦 支援活動をやっている人の顔を見ると、本来すごく楽しい仕事なのですね。東京の活動を見ると、非常に生き活きとした活動をやっているのは支援センターだけと言ってもいいくらいだと思うのです。あとは非常に内政的なことをやっている。ある意味では向学心に燃えた方が特許委員会等でやっているのですけれど、基本的にはそういうことです。

渉外活動が楽しいのなら、楽しいという前提で委員会を構築すれば、それ相応のマンパワーを増強できるだろう。自分のときの話をする、総務委員会は内政的な仕事をやっている。内政的な仕事は面白くないだろう。内政的な仕事を渉外活動を含めた活動として展開することができるのではないかな。そういう意味で、渉外活動を広げていったということがあって、それは人によっては大変だということもあるけれど、特に新人の人たちにとっては面白いということがあると思います。弁理士会の組織そのものを渉外的に変えることが1つのやり方だ。

中島 人材確保の問題というテーマですが、その具体的な手段について、私の考えを述べさせていただきます。日本弁理士会の会員数の増加割合はすごいものがあるわけですが、東海地区でも年に30人、40人と増えていっております。東海支部自体におきましては、設立当時の200人そこから、今では400人を越えようとしているわけです。

そうしますと、これから新しく合格なさる方に対していかに教育していくかということが、一番問題なのではないでしょうか。鉄は熱いうちに打てという諺があるように、新しく会員になられた方に会務活動あるいは社会貢献活動に目を向けるべきだという教育をし

ていけば、新人会員の皆さんに、そういう認識が生まれてくるのではないかなと思っております。

東海支部では、設立当初から、新入会員のための東海支部オリエンテーションをやっております。東海支部の支部会員になったらこういうことをするのだということをアナウンスし、特に経験者の方から、社会貢献活動をしなければいけないとか、そういう話をさせていただいて、おそらくこれが東海支部の活動に大きな寄与をしているのではないだろうかと思っております。そういうことをやってくるからこそ、東海支部の中でいろいろな活動あるいは事業をやるときに、皆さんのご協力をいただいて事業が有効に実現される。そういうことであろうかと私は推測しているわけでありまして。

ですから、新人の方にそういった教育をどのようにしていくかということが一番大きな問題であろうと思っております。そういう意味において、支部のオリエンテーションの開催は有意義なことであろうと思っております。

また、支部のもう1つの特徴としまして、これは20年以上も前から常設の特許相談所を設けていることを挙げることができます。そして、特許相談に際しましては、支部会員は義務的に特許相談の担当者になるのだという認識を持っていただいている。こういうことが重要なことだろうと思っております。

ですから、義務化ということ規則で定めなくても、会員の皆さんの意識の中に、そういった義務化のイメージといいますか、それを植え付けることが大切であろうと思っております。このため、新人の方に対する教育が特に重要ではないだろうかと思っております。

高橋 今、中島先生がおっしゃったことは私もそのように思っています。例えば、去年12月に平成16年度の合格者を対象にオリエンテーションを行ったわけですが、そのとき、合格者約30名の方が来られました。その前に東海支部の位置付けといいますか、そういう話を支部関係の方がさせていただいて、社会貢献をしなければいけないのだということを話していただいた。

その後1人ずつ自己紹介と感想というようなことを聞きましたら、30名のうち半分くらいの方から、社会貢献をしなければいけない、委員会に入って活躍したいという意見が出ているわけです。非常に頼もしく思ったわけです。そのときに注意しなくてはいけないのは、各事務所が、若い弁理士が支部活動をするの

を積極的に支援してほしいということです。

長屋 最後に、東海支部の今後の展望を一言お聞かせください。

今崎 今後の展望というより、東海支部が気をつけなくてはいけない点ですが、この1年、支部長をやった感じたことは、支部により確かに地域密着型の活動ができる。支部の中に5県あるわけですが、本当に密着しているのは東海支部の場合やっぱり愛知県でしかないという現状があると思います。各県1つの支部あるいは地区会等ができるのが理想だろう。

そういう意味では今後、東海支部の執行部は、就任すると同時に管轄地域内の行政、発明協会、あるいは裁判所等へ挨拶回りして、地元の先生を連れながら挨拶回りをすることによって、より地域に密着した活動ができるのではないかと気がします。もし人数が増えれば、東海支部から独立してまた支部を作ればいいのではないかと気がしています。

そういうところで、東海支部は今後、より地域に密着した活動をするためには、やはり各県の会員の先生方の協力がないと、本当にそれぞれの地域に密着した活動はできないのではないかと。そういう感想を持ちました。

中島 私は、次年度の副支部長を務めさせていただくこととなるのですが、次年度リーダーシップを取るのには支部長でございまして、東海支部の今後の展望を語ることは私の役目ではございませんけれど、支部長経験者から見た一つの意見としてお聞きいただければ幸いかと思います。

東海支部は、組織としても、活動としても、まだまだの状態ではありますが、上を見ればきりがありません。また、下を見てもきりはないわけでありまして、現在におきまして東海支部の活動状態を見ますと、東海地方委員会当時のころに比べると、月とスッポンの違いがあると感じております。

しかし、その活動、特に対外活動をやり過ぎますと、これまた反動があり、その当年度はよろしいかもわかりませんが、支部会員からそっぽを向かれるといいですか、そんなにしんどい支部活動であれば自分は避け

たい、というような気持ちを持つ人も出てくるかと思えます。やはり、そのあたりは多数の会員の参加を得ることができるように、支部活動を考えていかなければいけないのではないだろうかと思えます。

また、最近、新弁理士法の施行に伴いまして、従たる事務所が東海支部の領域内においても設けられつつあるわけで、そういった従たる事務所の会員も支部会員ですから、そういう会員の方々にも手伝っていただくことができるような活動も考えていきたい。そういうふうに思っております。

特に、支部の領域内で従たる事務所をお持ちの会員の方々におきまして、支部活動によって支部の領域内で実らせた果実を収穫されるわけですから、やはり支部の中でも活動していただきたいというのが願ひであります。

次年度の支部長におかれましては、国や県の知財推進計画に対する支援とか、愛知県外における知財の推進という目標を立てて、次年度の事業計画を検討されているわけですが、とにかく、東海地区は日本のモノづくりの中心としまして、経済活動の活発な所です。このような東海地区の産業を支える一つの力となるように、知財推進活動を進めまして、東海支部は東海地区の知財レベルの向上に寄与すべきであろうと考えております。

また、そのためには、東海支部の組織、活動をさらに充実させる必要があります。また、そのために支部会員の多くの方々の支援が必要であります。特に若手会員の活動に期待し、また、従たる事務所に所属する会員の力も借りまして、活動を充実させていくべきであろうと考えております。

長屋 それでは時間もまいりましたので、東海支部歴代支部長座談会を終了させていただきます。本日は活発な議論をいただき、まことにありがとうございます。本日の座談会は、これから支部化される地域の会員にとって参考になると思われ、また、東海支部の会員にとっても貴重なお話であったと思います。本日はありがとうございます。